# Ⅱ 森林の整備に関する事項

## 第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

### １ 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢※１は、江の川上流地域森林計画に基づき、次表のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものでありますが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

標準伐期齢

| 地域 | スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹（主としてぼう芽によるものを除く） | 主としてぼう芽によって生立する樹種※２ | 主として植栽又は下種によって生立する広葉樹 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全域 | 35年 | 40年 | 30年 | 40年 | 20年 | 45年 |

※１標準伐期齢とは

立木の年間成長量の平均が最大になる林齢であり、５年単位の林齢で定めるものです。成長量の算定は、広島県森林簿材積表に基づいています。なお、「主としてぼう芽によって生立する樹種」については、シイタケ原木林や薪炭林等の小径木の生産を目的とするため、例外的に 20 年の標準伐期齢を適用します。

※２主としてぼう芽によって成立する樹種について

ぼう芽力が旺盛な若齢林を伐採し、伐根からのぼう芽により林地の更新を図るものです。当地方の主要な落葉広葉樹であるコナラでは、根元径が 40 ㎝を超えると、ぼう芽更新が困難になるといった研究も報告されていますので、高齢林を伐採する場合は、確実な更新を図るため、天然更新補助作業が重要になります。

### ２ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとします。

#### ① 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯※を設け適確な更新を図ります。

#### ② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群（群状）を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が、人工造林による場合にあっては 40%以下）とします。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率とします。

なお、立木の伐採に当たっては、次の５項目に留意するものとします。

立木の伐採に当たり留意すべき事項

①森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。

②森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

③森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保すること。

④伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

⑤林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

※保残帯について
　保安林制度における、立木の伐採による伐採跡地間の距離の基準や、その他、森林の最小単位等に用いられる 20m 幅以上の森林を指します。
　20m 未満の幅が 20m 以上連続している場合、一つの伐採跡地として取り扱われます。

## 3　その他必要な事項

　立木の伐採（主伐）は、森林の姿を大きく変えるものだけに、２によるほか、以下のとおり取り扱います。

### (1)　伐採作業について

　伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン（令和元年８月５日広島県農林水産局林業課）」のほか，次の点に留意して伐採を行います。

①　伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成 23 年４月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払います。

②　伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないよう留意します。

③　伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は、下層植生の護に努め、人工造林の場合は、地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めます。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行います。

(2)　伐採の周知について

伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないようにするとともに、伐採面積が１ha を超える場合には、地域住民などに作業内容を周知するものとします。

また、近年増加している山間部における太陽光発電施設の設置に伴う災害防止の観点から、太陽光発電施設の設置を伴う伐採に当たっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（令和５年１０月最終改定）」に基づき、地域住民に対し計画の初期段階から説明会の開催等適切なコミュニケーションを図り、十分配慮するよう努めるものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法第１９１号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとします。